

公益財団法人津山文化振興財団 オフィシャルパートナー制度規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人津山文化振興財団（以下「当財団」という。）が実施する芸術文化事業や芸術文化振興の取り組みに賛同する企業及び団体が、津山文化振興財団オフィシャルパートナーとして協賛金を通じて当財団の事業推進を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程においてオフィシャルパートナーとは、当財団の実施する芸術文化事業や芸術文化振興の取り組みに賛同する企業及び団体をいう。

(種類及び金額)

第3条 オフィシャルパートナーの種類は、金額によって以下のとおりとする。

- 一 ブロンズパートナー 年額 3万円
- 二 シルバーパートナー 年額 10万円
- 三 ゴールドパートナー 年額 20万円
- 四 プラチナパートナー 年額 30万円

2 年度途中に加入の場合は、月割りとする。この場合の端数処理は1000円未満を切り上げとする。

(特典)

第4条 オフィシャルパートナーの特典は前条の分類により別紙1の特典を付与するものとする。

(申込・受入決定手続き)

第5条 オフィシャルパートナーの申し込みは、様式1に定める「津山文化振興財団オフィシャルパートナー申込書」の提出をもって完了する。

2 オフィシャルパートナーの受け入れは理事長が決定し、受入決定の通知は様式2「津山文化振興財団オフィシャルパートナー受入決定通知書」の送付により行う。

(期間)

第6条 オフィシャルパートナーの期間は1年度とし、特典付与期間も同様とする。なお、期間起算は「津山文化振興財団オフィシャルパートナー受入決定通知書」により納入を依頼した当該協賛金の入金を確認した日からの適用を基本とし、特典付与期間も同様とする。

(協賛金の使途)

第7条 協賛金は、当財団の実施する主催及び共催事業や市民文化団体の育成運営、並びに指定された事業に使用するものとする。

2 協賛金は事業実施のための基金に積み立てることができる。

- 3 各年度の協賛金使用対象事業については、毎年度一覧表を作成しホームページ等で広報することとする。

(企業名の掲示等)

第8条 当財団は、別紙2「津山文化振興財団オフィシャルパートナー申込書」による希望に基づき、オフィシャルパートナーの期間中、その企業名を別紙1に定める特典のとおり掲示・掲載する。

(受入拒否及び受入取消等)

第9条 以下の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、理事長の決定により申し込みの受け入れを拒否または取り消しとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等に関する活動を目的とする者又は当財団の取り組みを特定の政治、思想、宗教等に関する活動に利用する恐れのある者
- (2) 岡山県暴力団排除条例(改正平成24年12月25日条例第84号)第2条に規定する暴力団または暴力団員、暴力団員等であると認められる者
- (3) 法令又は公序良俗に反する行為を行った者またはその恐れのある者
- (4) その他、理事長が不相当と判断する者

2 理事長は、第4条第2項により協賛金等の受入を決定した者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、受け入れを取り消すものとし、該当者に対してその旨を通知する。

3 オフィシャルパートナーから、協賛の終了の申し出があった場合及び前項により受け入れを取り消した場合においては、原則として既に納入された協賛金は返金しない。

(その他)

第10条 この規程に基づき当財団が納入を受けた協賛金の会計処理については、この規程に定めるもののほか、当財団の財務規程及び関係規程、要綱の定めるところによる。

2 この規程に定めのない事項は別途理事長が定めるものとする。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。